

2005. 6・7月号

戸山サンライズ

●特集●

災害弱者への支援を向上させるために

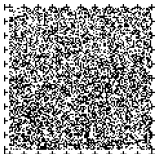
●ライフサポート●

「安全と安心のために」 応急仮設住宅の高齢者・障害者への配慮



全国身体障害者総合福祉センター





第19回障害者による写真全国コンテスト

銅賞 「花 簪」(越生のおじさい街道)
埼玉県 林 実

あごでコントロールする電動車椅子にセットして、棒を口にくわえてピントを合わせ、あごでシャッターを切っています。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第19回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より200点にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

目次

2005年6・7月号

■特集：災害時要援護者への支援を向上させるために

- 「大規模災害にどう備えるか」-阪神・淡路大震災から10年- 永守 研吾 1
- 「向こう三軒両隣ネットワークによる災害時支援の取り組み」 江幡 五郎 5
- 「災害時の社会福祉施設の役割」 野崎 吉康 10

■スポーツ

- 「災害後における障害者のためのスポーツ支援対策について」 増田 和茂 14

■レクリエーション

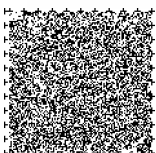
- 「レク・ダンスがつくるバリアフリーな世界」 浦江 千幸 16

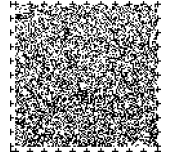
■ライフサポート

- 「災害時の食事支援」 政安 静子 18
- 「『安全と安心のために』 応急仮設住宅の高齢者・障害者への配慮」 田坂 勝芳 20

■お知らせ

- 「共生型地域生活支援フォーラムのご案内」 宮城県 23
- 「第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト 応募要項」 24





大規模災害にどう備えるか

— 阪神・淡路大震災から10年 —

兵庫県健康生活部福祉局障害福祉課

課長 永守 研吾

I はじめに

未曾有の人的・物的被害をもたらした、あの阪神・淡路大震災から10年が経過しました。

この間、兵庫県では、震災の痛みと悲しみを越え、創造的復興をめざした取組みを被災者をはじめ内外の多くの方々のご支援のもとに続けてきました。現在、国内の各地で、災害に強いまちづくりに向けた施策が、ハードのみならずソフト面においてなされています。

自然災害は避けることができません。これからは被害を最小限に抑え、その拡大を防止する「減災」が大切です。効率や便利さだけでなく、安全や安心を第一義に、その基盤や仕組みづくりなどの総合的な防災対策に取り組むとともに、私たちの生活スタイルや社会システムのあり方を変えていく必要があります。

そうしたなか、いわゆる「災害弱者」である障害のある人は、高齢者や乳幼児と同じく、大規模災害によって最も大きな被害や困難を抱える可能性の高い人々です。障害のある人は、平時からその生活や福祉に課題を持っていますが、災害などの非日常下においては、よりケアニーズが高くなるからです。

本稿では、まず、阪神・淡路大震災の被災から復興過程における在宅と施設で暮らす障害のある人の様子とその時必要とされた支援について、さらに、障害のある人とその援助機関が災害に対して備えるべき事柄について考えます。

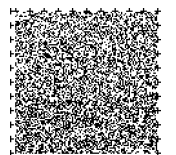
II 在宅の障害のある人の状況

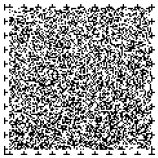
1 震災直後から避難所で

地域で生活する身体障害のある人のうち、特に聴覚障害のある人は、震災直後、被害状況や自身の置かれている状況を把握することが困難でした。震災直後はNHKでも特別番組の編成に伴い、手話通訳放送・文字放送が打ち切られていました。そこで、兵庫県より各テレビ局に対し、字幕スーパーを入れた報道を要請したところ、NHKで13時30分と19時50分より手話通訳のあるニュースが放送されることとなりました。また、避難所には手話通訳者がいないため、聴覚障害のある人がその窮状や要求を伝達できないという問題がありました。平成7年1月27日、全国の都道府県に手話通訳者の派遣を要請したところ、各自治体、当事者団体、手話通訳者団体等から延べ430名（延べ1,019日）の手話通訳者がボランティアとして来県し、兵庫県の当事者団体の設置した「ろうあハウス」（聴覚障害のある人の救援対策本部）における相談業務や避難所での安否確認などが行われました。

視覚障害のある人にとっては、街の様子が一変したため、それまで視覚障害のある人のために作ってきた認知地図が使用不能となり、移動が困難になりました。そこで、歩行時の安全を確保するため、全国から寄付された安全スティックを、必要とする人がいた避難所に配布しました。

また、内部障害であるオストメイト（ストーマ（人工肛門、人工膀胱）を持つ人。）にとっては、学校や公共施設など避難所での集団生活のなかで、補装具





であるパウチ（袋）の交換場所の確保や、断水などのため洗腸ができないといった問題もありました。

知的障害のある人の一部には、多人数で暮らす避難所生活への不応から情緒不安定となったり、特有の問題行動が激しくなった人がいました。さらには、その保護者においては、問題行動や一般の被災者のなかでのトイレや入浴の介助で周囲に気を遣い、安心して暮らせないという問題がありました。

精神障害のある人については、震災発生当初はさほど大きな混乱は見られなかったものの、治療の継続、特に向精神薬の服薬を続けられるかが問題でした。震災直後、「精神科救護所」が、精神科診療所の医師により開設されたのを契機に、1週間後の1月24日時点では被災地内の10保健所に設置され、約100日間運営されました。また、全国から精神科医、看護師がボランティアとして来県し、精神科救護所を拠点に避難所への訪問診療や障害のある人の家庭を往診する等の活動が行われました。

震災直後から避難所生活の初期においては、被災した障害のある人の被害状況や人数、年齢、避難場所などの把握が困難であったことから、これらの人々が的確な福祉サービスを受けにくい状況でした。

2 仮設住宅から恒久住宅で

仮設住宅での生活期に入り、避難所での生活と比べて暮らしが少し落ち着くようになるにつれて、

被災した障害のある人に身体介助や生活援助などの在宅福祉サービスの提供が必要になりました。

また、恒久住宅での生活が始まるに伴い、視聴覚障害のある人からコミュニケーション手段の確立が期待されるようになりました。聴覚障害のある人は、手話によるコミュニケーションが図られない場合、周囲との意思疎通が十分できないため、孤立しがちになり心身ともに不安定な状態になりやすいと言われます。また、視覚障害のある人が周囲の人々に比較的認知されやすいのに対して、聴覚障害のある人は一見では認知されにくいため、生活に関する情報の伝達網（たとえば食糧、飲料水の配給など）から取り残されやすいといえます。

生活が安定するにつれ、就労支援など新たな課題も発生しました。

III 災害時の社会福祉施設の役割

1 震災時の社会福祉施設の状況

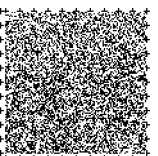
兵庫県では、震災の当日（1月17日）から社会福祉施設の被害状況の調査を始めました。震災発生1ヶ月後の社会福祉施設の被害状況は下表のとおりです。障害者福祉施設の被害は比較的少なかったものの、児童福祉施設において死者が発生するなど、一部で甚大な被害が認められました。また、調査を通して、いずれの施設も介護職員が不足していること、また多くの施設で水とガスが不通となっていること、飲料水と食料等の生活物資については何とか確保できる見通しであることなども分かりました。

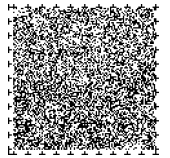
表 震災発生1ヶ月後の社会福祉施設の被害状況

(平成7年2月17日現在)

施設種別 (神戸市を含む)	県内 全施設数	被災施設数		施設内人的被害		
		うち全壊	うち半壊	死亡	負傷	
障害者福祉施設	145	62	0	1	0	0
老人福祉施設	405	122	1	1	0	8
児童福祉施設(※)	1,078	551	7	11	5	0
その他福祉施設	178	66	3	1	0	2
合計	1,806	801	11	14	5	10

※ 児童福祉施設には障害児福祉施設を含む。





このような状況を踏まえ、社会福祉施設関係団体に対し1月18日以降、県内施設間で被災施設への支援を要請するとともに、地域における入所者受入れのためのキーステーション施設の選定について指導を行いました。

1月20日、厚生省（現、厚生労働省。以下同じ）から各都道府県、指定都市に対し緊急一時入所措置等の弾力的な取扱いについて通知がなされ、本県からも関係先に対して協力を求めました。施設への緊急一時入所については、身体障害者更生援護施設協議会と精神薄弱者愛護協会（現、知的障害者施設協会）がコーディネートを担当し、各地の福祉事務所に通知するとともに、避難所緊急パトロール隊事務局と協同で、避難所における要介護者の把握に努めました。これらにより、2月16日までに206人の障害のある人が県内外の社会福祉施設等に緊急一時入所することができました。

また、同じく1月20日、厚生省から各都道府県に対し、被災施設への施設職員の派遣協力について通知がなされ、25日以降、近畿府県を中心に全国の社会福祉施設から職員が応援のため来県しました。全体では、2月16日までに24都道府県4指定都市から県内50施設に延3,156人、障害者福祉施設については、1月23日から3月31日の間で5施設等に12府県より246人の応援がありました。

IV 大規模災害に備えて

大規模災害の被害を最小限に抑え、その拡大を防止するための取組みとして、以下の事柄が必要であると考えます。

1 在宅の障害のある人の日常の備え

(1) 緊急時の安否確認の備え

現在、GPS機能（Global Positioning System: 人工衛星を利用して地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。）を備えた携帯電話端末が、実用化されています。障害のある人が外出時に持つことで、その家族等が緊急時に位置情報を確認

することができます。

また、兵庫県では、聴覚障害のある人などコミュニケーションに障害のある人に対し、災害時にあらかじめ登録された携帯電話等へ必要な情報を発信する、全県的なシステムを構築することとしています。

(2) 常備薬や補装具の備え

障害のある人又はその家族等は、常備薬や交換を必要とする補装具、衛生材料等を備えることはもちろん、手帳などに薬剤名や処方量、補装具の名称などを記録しておくことが望まれます。

また、行政機関においては、通常の生活物資だけでなく、障害のある人のための医薬品や交換を必要とする補装具などについても、現物備蓄または流通在庫備蓄により、供給体制を整備することが必要です。

(3) 地域における見守り体制の強化

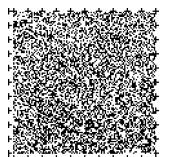
市町村においては、あらかじめ自主防災組織の単位で、在宅の障害のある人や高齢者、乳幼児など避難に際し介護を必要とする災害弱者について、プライバシーに配慮しながら把握に努めることが必要です。また、自治会、老人クラブなど地域コミュニティの維持と活性化を図るとともに、民生委員児童委員を中心に、NPOやボランティアによる見守り体制の強化、ネットワーク化を進めることが必要であると考えます。

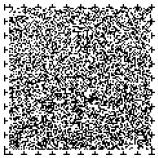
さらには、災害・緊急時の障害のある人の生活状況を把握し、支援していくため、障害のある人に継続的に関わっている福祉事務所のケースワーカー、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等のマンパワーの広域的な相互協力体制を整える必要があります。

2 障害者福祉施設について

(1) 障害者福祉施設の緊急保護体制の確立

在宅の障害のある人のうち、緊急に施設で保護する必要のある人に対し、施設への緊急一時入所措置、定





員外措置等の取扱いが円滑に行われるよう、行政と施設が連携し、体制を整備することが必要です。

(2) 障害者福祉施設の対応強化

施設を利用している障害のある人は、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であるため、各施設において、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・訓練の充実等に努めなければなりません。

(3) 社会福祉施設等の整備

以下の整備が望まれます。

- ア 防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備促進
- イ 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- ウ 光、音声等により、障害のある人に非常警報を知らせたり、避難場所へ誘導する設備の整備

(4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ

公立の社会福祉施設にあっては、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることが望まれます。

(5) 障害のある人等に配慮した避難所の整備

一般の避難場所を障害のある人が利用するのは、施設の構造及び設備面で難しい面もあるため、災害時に避難所となる施設の管理者は、障害のある人等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるべきであると考えます。

(6) 職員派遣協力体制の整備

大規模災害では、施設職員も被災するなど、通常の職員体制の確保が困難となることも想定され

ます。その場合、被災地内だけでは専門スタッフの確保も困難なことから、広域における施設間の職員派遣体制を整えることが必要です。

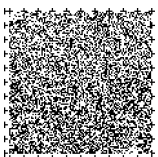
V おわりに

少子化、核家族化がますます進展し、ライフスタイルがさらに多様化するなかで、家族のつながりや地域社会の連帯感がますます脆弱化しています。地域には、自治会、婦人会をはじめとする、種々の地域自主組織がありますが、障害のある人にとっての災害時への日常からの備えを考えた時、いざという時に声をかけ合うことのできる日頃の関係づくりが不可欠です。日常生活の基盤を一つにしている地域組織の充実強化が重要であると考えます。

障害のある方が地域社会で自立した生活を送るためには、自立を目指す個々人の努力を、社会全体で支えていく必要があります。兵庫県では、平成15年度から障害のある方が、外出時等において手助けを必要とする場合に、県民誰もが気軽に声をかけ、手助けを行うよう呼びかける県民運動を展開しています。

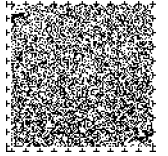
加えて、障害のある人々が、積極的に地域活動に参加し、自らのニーズを発信することも必要です。そして、発信されたニーズを地域の声として、行政と住民の参画と協働のもとに実現していくことが重要でしょう。

地域で見守り、支え合うことのできるコミュニティの確立に向け、障害のある人自身が能動的に働きかけていくことが、災害後の復興を進めていく上でも非常に重要です。



「向こう三軒両隣ネットワーク」 による災害時支援の取り組み

社会福祉法人とらいふ事務局長
前 武蔵野市高齢者福祉課長
江幡 五郎



「安全・安心」は、現在、国民（市民）にとって、もっとも関心事ではないでしょうか。そして、安全と安心は、国家や地方公共団体が努力するだけでは十分でなく、国民（市民）ひとりひとりが、自分の問題として取り組んでいくことによって実現するものと思います。自分の問題とは、いうまでもなく、災害（自然であっても人為的であっても）が発生した場合、自分だけ身の安全が保障されることはないからであります。

安全・安心は、365歩のマーチのではありませんが、「歩いてくる」ものではなく、「歩いていく」もの、つまりは「創り出すもの」であると思います。

安全安心のキーワードは、私は「地域」と考えています。

安全・安心を地域で創り出している例としては防犯対策で自治会が住民に呼びかけて道路に面した各戸の門灯を一晩中点灯し、犯罪の抑止に著しい効果を挙げた例があるように、さまざまな形があります。

このような地域住民の取り組みとして「災害」に焦点をあてた、武蔵野市四小地区地域福祉活動推進協議会（以下、四小地区福祉の会）の向こう三軒両隣ネットワーク活動をご紹介します。このネットワークは、同福祉の会の広報紙の記事から筆者が勝手に拝借し命名したのですが、本稿では「向こう三軒両隣ネット」といたします。

ちなみに、地域福祉活動推進協議会とは、いわゆる地域社協です。向こう三軒両隣ネットワークをご紹介します前に武蔵野市について少し説明いたします。

東京都武蔵野市は副々都心として、新宿駅からJR中央線で、市内にある三駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）がいずれも十数分という交通の便が大変よいところです。

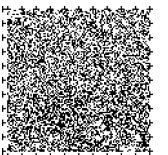
人口は約13万2千人。昭和40年代から人口13万人台の人口を維持しています。面積は、10.7平方km。全国の市のなかで小さい方から数番目で東西6.4km南北3.1kmとなっています。ほぼ平坦な土地のため、市域の端から端まで自転車をゆっくり走らせても40分くらいでいくことができます。

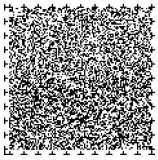
町内会等ないが市内全域にコミュニティセンター

武蔵野市の特徴のひとつは、自治会や町内会組織はほとんどないということで、全国的にも珍しいといわれることがよくあります。このため、例えば、他の自治体では行政の広報紙やお知らせなどは自治会等の地域の組織を通じて配布するのですが、武蔵野市では全て新聞折り込みによる全戸配布をおこなっています。

自治会等の組織がないと地域のまとまりや繋がりが薄いのかというと、そのようなことはありません。市には13の町がありますが、概ね1町に1か所コミュニティセンターがあり、分館も含めると20館になります。

これは、市の第一次長期計画により1971年（昭和46年）に提起された、市民の自主参加・自主企画・自主運営を原則とする「コミュニティ構想」に基づき整備してきたもので、市民自治の核とも拠点ともい





うべき市民施設となっています。

行政はコミュニティセンターの運営費を支出しますが、原則として運営には「口」をださず、各センターの運営委員が地域のニーズや特性などを生かした運営を行っています。このように、武蔵野市では、コミュニティセンターを単位として地域づくりをすすめてきました。

さて、本題に戻り、地域社協について触れることにいたします。

武蔵野市では、1993年(平成5年)に「すべての市民が、人間らしい生活できる地域づくりをめざす計画」として第一次地域福祉計画を策定しました。

13の地域社協による独自の福祉活動を展開

地域福祉計画をうけた形で、1995年(平成7年)に、武蔵野市民社会福祉協議会(社協に「市民」としてあるのは全国で唯一とのことですが)、第一次地域福祉活動計画「ふれあいネットワーク武蔵野21」を策定しましたが、この計画の重点的な取り組みは、概ね小学校の学区を単位とする、小地域での助け合い活動を展開していくことなどを目的とした13の地域社協結成でありました。

そして、ふれあいまつりなどのイベント事業、地域交流会、高齢者や障害者の災害・防災活動の取り組み、福祉マップづくり、高齢者や障害者を含む地域社会から孤立しがちな人々に対するネットワークづくりと支援活動など、市民自身による創意と工夫による多面的な活動が展開されてきました。

行政と地域社協の関係はコラボレーション

福祉の会(地域社協)は、市民の独立した組織であります。行政との直接関係はありません。行政とは対等であり、コラボレーション(共同・協力)の関係であります。

これに関して私はとても恥ずかしい思いをしたことがあります。

それは、私が市高齢者福祉課に勤

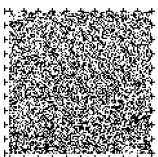
務していた当時、高齢者などの孤独死をなくすネットワークづくりに取り組み、新聞販売店の方々と協定を結ぶなど、成果があがりつつあり、より充実のため地域社協の参加をいただきたいと、すでに地域の高齢者や障害者との助け合いネットワークを先駆的実践している福祉の会の代表者に、市としての取り組んでいる状況を説明のうえご協力をお願いしたところ快く引き受けていただきました。

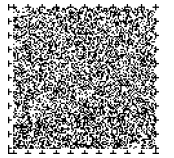
その際、若干予算を組んでいたことから、通信費などとしてお使いいただきたいと申し出しましたところ、「私たちのネットワークは、住みよいまちづくりのために自らの意思で展開している。もちろん行政から頼まれたからではない。お金はいただく理由はありません。」と見事に断わられてしまいました。

代表者は、活動は自主的のものであり、誰からの依頼によるものではない、まして、行政に協力する組織ではない。活動に多少のお金が必要でも行政から援助を受ける理由がない、というようなお話しでありました。つまり、私は、一方的な思い込み(思い上がりが正確でしょうか)で、誠に失礼なお話しをしたことを大いに恥じ入り、猛省させられました。

考えてみれば、新聞販売店の方々は「私たちが社会的使命を果たすことは当然」といわれましたが、新聞販売店の方々や福祉の会のみなさんは、自分たちが生活している「まち」を、互いに助け合い、安全で安心して暮らせるまちにしたいということから取り組んでいるといえます。これまた当然のことであると思います。

先日、ある高名な大学教授の講演会で「福祉の福とは(しあわせ)であり、祉とは(さいわい)という意味である。皆が安心して幸せに生活していけるまちをつくるのがイコール福祉のまちづくりである。このためには自治会単位程度の小地域から積み上げることが必要」という趣旨のお話しを聞きましたが、私は、武蔵野市の地域社協で取り組んでいる活動は、まさに福祉のまちづくりそ





のものであると確信しました。

向こう三軒両隣ネットとはすぐに動き、手助けすること

だいが横道にそれましたが、本論にもどり、「向こう三軒両隣ネット」活動についてご紹介いたします。

四小地区福祉の会では、運営委員会を定例的に奇数月の第4火曜日の午後、北コミュニティセンターで開催しています。

この運営委員会のなかで災害弱者といわれている方々の支援の課題について話し合われたことなどがきっかけとなり、「災害時支援実行委員会」が設けられ、会員や地域住民に向けて「災害時支援のお知らせ」が配布されました。

お知らせは、「東京近辺でも震災が起こり得るが、その混乱は想像に難くない。独り住まい、高齢者や寝たきり家族を抱えた家庭、障害者のいる家庭、ひとり親家庭などは多くの手助けを必要とするが行政の力だけに頼っていても限界がある。重度障害者のいる母親から、緊急時に地域の方々の手助けシステムがあれば大変ありがたいという要望があった。そこで、福祉の会では災害時に手助けを必要とする方のため『すぐ動ける』地域による助け合いネットワークづくりを行っている。手助けを申し込まれた方のプライバシーは完全に保護されます」という内容で、末尾に希望者の氏名、住所などを記載し、委員長まで郵送またはファックスで送ってください、となっています。

13回にわたり議論した非常災害時のマニュアル

同福祉の会では、支援を希望する方々を募る活動を始めましたが、平成16年度には「災害時支援実行委員会」による「災害時対策マニュアル」の作成に取り組みました。ちなみに、同委員会の初代委員長は、ご家族に重度障害者がおられる方です。

委員会は、昨年7月から本年2月まで毎月1～2回、計13回にわたり開催され、本年3月に「マ

ニュアル案」を発表しました。

私は、委員長や委員の方々、そして会員みなさんの、この地域では例え災害が発生してもひとりの犠牲者も出さない、という意気込みと情熱、そして真摯なご努力に心から敬意を表するとともに市民パワーの「凄さ」を改めて思い知りました。

紙数の関係で、13回の会議内容すべてをご紹介できないことが残念であります。しかし、会議のテーマについてお読みいただければ、およそご理解いただけるのではないかと思います、以下ご紹介いたします。

第1回

- ・組織のあり方について等

第2回

- ・進め方について等＝福祉の会の役割の基本的視点と対象者の範囲

第3回

- ・担当者の役割について等

第4回

- ・その他の課題及び小学校（避難所）長との話し合い項目について等

第5回

- ・医療機関・施設等の住所、電話番号一覧表について等（災害時医療体制を近隣病院で取材も行った）

第6回

- ・①地震時の行動「10のポイント」 ②小学校長との話し合い日程 ③消防署員による「防災の現状」講演会参加とジャッキー・ハンマーの使い方の実技について等

第7回

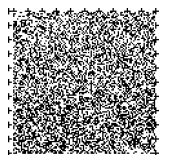
- ・小学校長との話し合い（災害時の学校の開放と対応など）について等

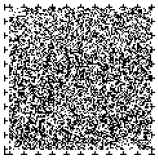
第8回

- ・災害時の登録支援者宅の地図上のマーキングについて等

第9回

- ・①小学校長との話し合い結果の検





討 ②進め方の再検討(関係各機関の災害対策状況を把握しながら進める)

第10回

・第1回から第9回までの検討事項について総合的に再検討

第11回

・登録支援者と担当者の意見交換などによる調整

第12回

・報告書案に基づき文言の整理及び文章や項目の入れ替え等について

第13回

・報告書案の内容検討等について

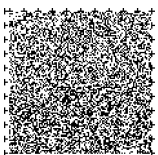
以上のとおりですが、毎回のテーマを見ておわかりのとおり検討内容は専門家にひけをとらない大変レベルの高いものであると思います。

報告書の概要について後述いたしますが、第6回の地震時の行動「10のポイント」は、みなさんのお役に立つ内容ですので、ご紹介することいたします

- 1 先ず身の安全を確保。テーブルの下などに身を伏せる。
- 2 火の始末。日頃から習慣を身に付けておく。
- 3 出口の確保。避難梯子やロープの準備。
- 4 あわてて飛び出さない。
- 5 近隣と声を掛け合う。
- 6 火が出たらすばやく消火。消火器、バケツを準備しておく。
- 7 門や塀には近寄らない。ブロック塀や石塀は横揺れに弱い。
- 8 室内のガラスの破片に注意。スリッパ、懐中電灯の準備。
- 9 救急知識、救急箱の準備。救急車は来られない。
- 10 正しい情報キャッチ。情報の出所の確認。

「安心して住めるまちづくり」のための 非常災害時マニュアル

本年3月22日、検討内容を8ページに及ぶ「非常災害時マニュアル案」



として公表しました。

私は、冒頭の「はじめに」は、市民主導の地域福祉とはなにか、まちづくりとはなにかという問いかけに対する答えそのものと思いますし、ノーマライゼーションの理念に通じるものであると思いますので、全文をご紹介しますこととします。

「非常災害が何時どんな形で来るのか、その予測はなかなか困難と思われます。そのためには平時より災害に対する一人一人の共助の意識を高めておくことは重要なことでありましょう。「その時はその時、どうせ不可抗力だから」という安易な気持ちではなく、リスクを最小限にとどめるためには、どうしたらよいのかを考えるのが平時よりの対策であり、そのためのネットワーキングやコミュニティづくりは、まさに「安心して住めるまちづくり」の一環と思われます。

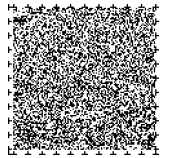
災害直後の2、3日間は、公的機関は機能しにくい状態になることを覚悟し、他人に依存するばかりでなく、住民自身が相互に自発的に行動し、地域の防災力と個人の防災力で乗り切る覚悟が必要とされています。

四小地区福祉の会でも、この理念とするところを踏まえ、万全はとても望めませんが、各地の災害を教訓にマニュアルを作ることにしました。これを土台に各機関との連携や不備な点は順次補足訂正していきたいと思います」

基本原則は「自分で守る」こと そして「災害弱者の安全確保」

非常災害時マニュアルのポイントをかいつまんでご説明しますと、第一に基本原則を掲げていますが、1として「自分の生命は自分で守る」2には「災害弱者の安全確保」をあげ、弱者の定義として障害者(身体・知的・精神等)、高齢者(特にひとりぐらし)、病人・妊婦・乳幼児・児童(低年齢)・幼児をもつ母子家庭・外国人、となっています。

私の住んでいる自治体の災害弱者は障害者と高齢者及びその他としてひと括りにしています。お



おかたの自治体でも同様としていますが、専門家は別としても、市民の手づくりのマニュアルで、このような幅広い定義は私の知る限りでは他に例はないと思われます。

「そのとき」自力で自分を守ることが困難な向こう三軒両隣りの人たちの支援ができるのは、やはり向こう三軒両隣りの人(ボランティア)において他にはありません。このようなネットワークは支援の必要な人たちにとって、最大の安心ではないのでしょうか。

向こう三軒両隣りネットの課題は

「個人情報保護」

現在、ネットに登録している方は24人、担当者(支える人)は47人ということです。この数が多いのか少ないのかの論評は、第三者は厳に慎まなければならないと思います。

重要なことは、ともかく一歩でも二歩でも踏み出すことではないでしょうか。いろいろな制度を評するとき「走りながら考える」というように表現することがありますが、向こう三軒両隣りネットは、まさにそのようなものです。

四小地区福祉の会がネットワークづくりで最も課題としてあげているのは、「対象者をどのように把握するのか」ということです。行政からの情報提供は個人情報保護の視点から不可能であると考えられることから、委員会で議論し、ネットワークをつくりあげていく過程が重要であるという結論に達しました。

そして、遠回りで時間がかかかかる方法ではありますが、住民ひとりひとりが参加意思を確認してのネットワークづくりを展開していくこととし、地域全ての世帯に案内と登録者募集のチラシを配布して募ることとしました。そして、登録者24人は、いままでに数回にわたって募集した結果、申し出た人たちです。

このように、個人情報保護の課題は、自ら手を挙げた人を対象とすることによりクリアしています。さらに、登録者に対し担当者(援助者)数名

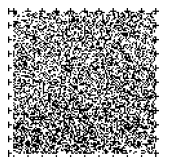
でグループ化し、各グループは他グループの登録者情報は知りえることができない仕組みであり、全体の登録者情報は会長・委員長しか把握できない、というシステムになっています。

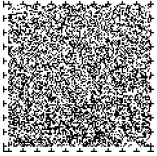
個人情報保護については、最近では金融機関やクレジット会社での顧客情報流失事件などが起きています。私の知り合いは自転車に書いてあった住所・氏名・電話番号をわざわざ消したという人がいました。

四小地区福祉の会のネットワークは、個人情報保護との関連から、歩みは遅々としているかのように思われるかもしれませんが、着実に前進しつつあります。「遠くの親戚より近くの他人」という諺があります。心と心がしっかり結びついた信頼できる向こう三軒両隣りの人が、「もしものとき」、「いざというとき」、「すぐに動いてくれる」という安心感は、なにものにも代えがたいものであると思います。

先ほども触れましたが、私は他の自治体に住んでいます。試みに、自治体担当部署に問い合わせたところ、自治会単位での防災訓練は行っていますが、武蔵野市のような市民主体のネットワークはないとのことでした。武蔵野市の地域社協の取組みが「わがまち」にもあったなら、と少々羨ましい思いをしています。

実際に活動してから間もないこともあり、「はじめに」にあるように、今後、さまざまな機関や専門家などの協力を得ていくことが課題としてあり、その他の課題も少なくないと思いますが、四小地区福祉の会の「向こう三軒両隣りネット」が益々充実していくことを期待するとともに、地域と密接なつながりのあるサービス施設の関係者のひとりとして、今後も、同福祉の会の活動に注目をしていきたいと思っています。





災害時の社会福祉施設の役割

全国社会福祉協議会障害福祉部

部長 野崎 吉康

はじめに

昨年度は、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震といった規模の大きい地震災害が発生しました。また、梅雨前線豪雨、一連の台風による風水害が発生するなど、自然災害の多い年でした。

平成7年の阪神・淡路大震災での経験や教訓を踏まえ、わが国の防災対策は大きく進展しました。福祉施設をはじめとする福祉分野においても、災害対策に対する意識の向上と日常の備えが推進されるとともに、地域を単位とした相互協力と全国レベルのネットワークによる体制づくりが進んできています。昨年度、各地に発生した自然災害に対しても、課題は残しつつも、概ね迅速で組織的な救援活動が行われたことは評価できるのではないのでしょうか。

自然災害は、頻繁に発生するものではなく、かつ、その発生をあらかじめ予測しがたいもので、まさに「忘れた頃にやってくる」ものです。それゆえに平常時の備えと対策が極めて重要となります。

阪神・淡路大震災から10年が経過した今日、福祉施設関係者は、改めて地震災害対策の基本を踏まえた点検・確認を行い、必要な対策を講じることにより、地震災害への備えを万全なものにする必要があります。

1. 福祉施設における地震防災対策の基本

阪神・淡路大震災では、地域を基盤とした住民相互の協力による災害対策の重要性が浮き彫りになりました。また、救援活動を混乱がなく迅速に行うためには、個々の福祉施設での万全な対策とともに、日頃から災害に備えたネットワークを構築しておく必要性も明らかになりました。

全国社会福祉協議会では、このような教訓を踏まえ、関係者の協力を得て「社会福祉関係災害対策要綱」

(1996年10月)及び「障害のある人への災害対策」(1996年3月)をそれぞれまとめています。

両書を参考にして、福祉施設が平常時に取り組むべき重要事項について、まず整理・確認をします。

(1) 福祉施設における体制整備の基本的考え方

①利用者の安全確保のための取り組みを行う

災害時の利用者の安全確保のために、設備の整備、避難訓練などの一層の充実、連絡体制の整備を推進する。

②緊急受け入れ体制の整備を行う

災害による新たな要援護者の緊急受け入れを行うため、体制整備を行う。

③地域住民との相互協力関係を深める

災害時に地域住民の一員として、福祉施設や地域の救援活動を行う。また、地域住民の協力により在宅の要援護者の調査や緊急受け入れを的確に行うため、日頃より地域との相互協力関係を深めておく

④福祉施設相互の連携をすすめる

近隣の施設相互の連携をすすめるため、連絡体制の整備を推進する。

(2) 福祉施設での具体的取り組み

①立地条件の確認を行う

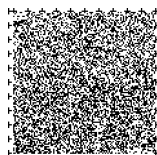
市町村、消防署などと連絡をとり、施設が立地している地盤、延焼の有無、津波の影響などについて事前に調査把握し、適切な対応を行う。

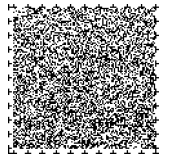
②建物の耐震化をすすめる

市町村や都道府県と協議し、建物に対する専門家の耐震診断を受け、耐震性が十分ではない場合には、補強や改築を実施する。

③内装、設備、備品の安全対策をすすめる

内装、設備、備品について、災害時に倒壊、破壊、飛散が起こらないよう、事前に十分な安





全対策を立てる。特に、消火器具、警報器、避難用具などの点検及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理を行う。

④食糧・資器材の備蓄を行う

利用者のサービスの継続に加え、災害発生後は、一般避難所または要援護者の専門的な福祉避難所の役割を果たす必要があるため、市町村と協議のうえ、必要な食糧・資器材を備蓄する。

⑤防災訓練・防災教育を行う

施設の職員及び利用者に対し、被災を具体的に想定した避難訓練を実施し、体得させる。また、防災教育を行い災害対策に関する正しい知識を会得させる。

⑥自主防災組織を編成する

個々の施設の実情に応じた防災対策を、迅速かつ的確に実施するため、指揮機能を有する組織を設置し、組織の構成、役割分担を定めておく。

⑦地震防災応急計画を作成する

情報伝達網、自主防災組織、施設設備の点検、利用者の安全指導、教育訓練などを織り込んだ地震防災応急計画を定めておく。

⑧災害対策マニュアルを作成し点検を行う

地震防災応急計画にあわせ、施設の災害対策マニュアルを作成する。その際、在宅の要援護者への支援について近隣施設との相互協力体制、社会福祉関係機関や団体との連携や役割分担なども織り込んだマニュアルを作成する。あわせて、マニュアルを実行するために必要な組織の事業に点検を行い、マニュアルの実行性を確認しておく。

⑨近隣施設との相互協力関係を確立する。

近隣の施設と、災害援助協定などを締結することにより、地域を範囲とした施設相互の協力関係を確立する。

⑩地域住民や障害者団体との相互協力関係を深める

災害時は、近隣との助け合いが重要であり、施設は日頃から地域住民との関係を良好に保ち、相互協力関係を深めておく。また、在宅の要援護者の救援活動が適切に実施されるように、日頃から障害者団体等との協力関係を推進し、災害時に共同した救援活動を実施する体制を整備しておく。

⑪行政や市区町村社協等が作成する災害対策マニュアルの策定に参画する。

行政や市区町村社協等が作成する災害対策マニュアルに、地域の福祉の専門機関として参画し、協力体制を確立する。

以上、平常時の地震防災活動の重要事項についてポイントを紹介しましたが、各地域や福祉施設の実情を踏まえて、これらの事項について改めて点検し対策を講じる必要があります。

2. 「福祉避難所」、「地域の救援活動の拠点」としての取り組みの強化

(1) 福祉避難所としての取り組み

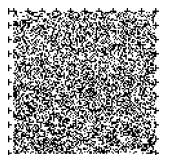
阪神・淡路大震災では、多数の被災者が避難する避難所では、要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取り等においても困難な状況におかれやすいことが明らかになりました。

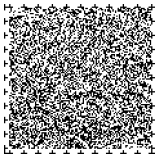
この教訓から、福祉避難所の設置がすすめられることとなりました。福祉避難所は、災害時に通常の避難所では生活がしにくい要援護者を一時的に受け入れるため、福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定するものです。実際に福祉避難所として活動した場合には、災害救助法に基づき費用が支弁されます（参考1）。

福祉避難所は、市町村の防災計画等において、その指定が進みつつありますが、今後の高齢化や要援護者の増加を考慮すると、指定を一層推進する必要があります。各福祉施設においても、福祉避難所の指定に向けた取り組みが求められています（参考2）。

(参考1) 「災害救助研究会報告書」（厚生労働省、平成8年5月）より関係部分を抜粋

災害発生直後、要援護者が通常の避難所に緊急的に避難することはやむを得ないとしても、すみやかに福祉サービスが受けられる施設に移ってもらい、一時的にせよ安心して生活できる場を提供することが必要である。また、社会福祉施設に緊急入所してもらう上からも、要援護者はできる限り社会福祉施設に避難してもらうことが必要である。このため、地方公共団体は、地域の社会福祉施設のうちから「福祉避難所」（仮称）としてあらかじめ指定し、その旨を要援護者をはじめ地域住民に周知しておくことが必要である。





また、その前提として、地域防災計画においても対応可能な社会福祉施設を要援護者の避難拠点として位置づけ、平常時から利用可能なスペース、備蓄物資の把握等に努めておくことが必要である。この場合、地方公共団体においては社会福祉施設を災害救助基金による備蓄物資の備蓄場所とするなどの対応を図ることも必要である。

(参考2)「大規模災害救助研究会報告書」(厚生労働省、平成13年4月)より関係部分を抜粋

高齢者、障害者のほか妊産婦、乳幼児、病弱者等の要援護者については、福祉避難所として指定した老人福祉センター等の社会福祉施設等の利用を図ることとしているが、現状では十分な指定がなされているとはいえない。

そのため、市町村等においては、平成12年度補正予算から補助対象とされた入所施設附設の防災拠点型地域交流スペースの整備等も図りながら、これら福祉避難所をさらに確保すべきである。

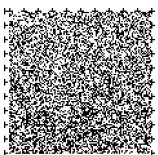
(2) 地域の救援活動の拠点としての取り組み

災害発生時には、被災地の福祉施設では、被災した地域住民を受け入れるところも多く、施設の食堂や会議室を開放するとともに、炊き出し、入浴などの施設機能を提供し、地域住民が安心して避難できる場所となります。

また、被災地とその周辺の福祉施設を拠点として、救援物資の集配、他施設からの応援職員の受け入れのコーディネート、施設の専門職チームによる避難所等への巡回と緊急受け入れ活動、在宅障害者へのコミュニケーション支援などの活動も展開されます。

このように、福祉施設は災害に際し、地域の救援活動の拠点として大いに期待されます。このため、施設そのものが機能を維持、存続できるようにしておかなければならないことはもちろん、平常時から自治会等地域の団体と災害援助協定などを結び、物資の備蓄や福祉サービスの提供体制を確保しておく必要があります。

3. 新潟県中越地震における社会福祉分野の取り組みから



新潟県中越地震では、災害発生の早い段階から社会福祉分野での取り

組みが行われました。

例えば、被災施設に対する近隣施設の協力による救援物資の輸送、近隣施設や近隣県からの職員の応援、新潟県社会福祉協議会内に設置された「福祉施設救援活動連絡事務所」による施設種別協議会の連携による救援活動などが行われました。また、災害ボランティア本部の設置によるボランティア活動も全国ネットワークで展開されました。

新潟県中越地震における社会福祉分野の実際の取り組み内容は、(参考3)のとおりです。この取り組みを参考にして、ご自身の福祉施設では、どのような対応が必要になり、どこまで可能か、などについてシミュレーションをしてみることも、実践的な取り組みに繋がるでしょう。

さいごに

障害者に対する災害時における支援策の根底をなすものは、平常時における障害者を取り巻く地域・環境のあり方そのものであり、障害者の地域生活の確立を目指す「福祉のまちづくり」の推進が、すべての人にとっての防災につながることであります。

福祉のまちづくりにあたっては、段差解消といったハード環境面だけでなく、障害者に対する理解の促進や障害者とのコミュニケーション支援などのソフト環境面にも配慮したものにすることが重要です。

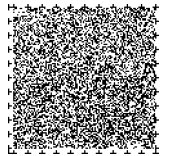
福祉施設関係者は、福祉のまちづくりの推進役としての役割をこれまで以上に果たしていくことにより、地域全体の防災力が高まることが期待されます。

(参考3)新潟県中越地震における緊急的対応の概要—厚生労働省HPより関係部分を抜粋、平成16年12月3日現在—

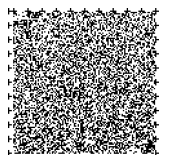
【高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応】

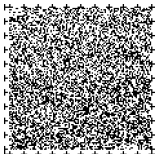
○避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を、新潟県に通知。(10/24)

○さらに、要援護者の社会福祉施設等への受入れ等についての考えられる取組や留意事項及び特例措置等について新潟県及び新潟市に通知。(11/2)



- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要援護者の社会福祉施設での受け入れに関し、新潟県内の施設での避難者受け入れ状況を調査(11/29日現在、91施設443名)するとともに、更なる受け入れについて施設の協力を要請。新潟県および近隣5県内の社会福祉施設における避難要援護者の受け入れ可能性について各県を通じて調査し、当該情報を新潟県に提供。
 - 罹災地域における社会福祉施設等の入居者等の生活を確保するため、職員の派遣について協力するように各都道府県、指定都市等に要請(11/1)
 - 新潟県及び新潟市に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供について、次の事項等を通知(11/4)
 - (1) 介護サービスが必要な者を把握するとともに、避難所等においても適切に居宅サービスが受けられるよう柔軟な対応を図る。
 - (2) 要援護高齢者等を受け入れる介護保険施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で定員超過を認める。
 - (3) 職員の不足を来している介護保険施設等に対しては、広域的調整体制の下で、他の介護保険施設の職員の応援派遣を図る。
 - (4) 居宅サービス等の提供について、介護職員の派遣要請があれば、国においても関係地方公共団体及び関係団体に協力依頼を行う。
 - 各都道府県・指定都市・中核市及び関係団体に対し、国からの応援派遣の協力依頼に際しては、可能な限り介護職員等が確保できるよう協力をお願いする旨通知(11/4)
 - 十日町市、長岡市のボランティアセンターにおいて、避難所・在宅での支援ニーズを把握するためのローラー作戦(世帯訪問)を開始。(11/3)
 - 事業者団体に協力を求め、応援派遣可能ヘルパーとして、11月3日現在、ホームヘルパー43人、看護師11人を確保し、県に情報提供。
 - 民間入浴事業者団体の協力を求め、11月3日までに訪問入浴車7台で訪問入浴を実施、延べ104人利用。
 - 全国旅館生活衛生同業組合連合会に対し、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、新潟県及び被災市町村等から旅館・ホテルに対して避難所等として活用したいとの要請があった場合は、積極的に協力していただくよう依頼。(10/27)(新潟県において4,778人分を市町村ごとによりあて、10月29日受け入れ開始、11月25日608人受入)
 - 障害者の支援費制度の取扱いについて、避難先の施設や他の建物、避難所等において、サービスを提供した場合の特例措置等を講じる旨を、新潟県に通知。(11/2)
 - 被災障害児者及びその家族個々の生活ニーズに応じたサービスを提供するため、11月8日、障害者の総合相談窓口を設置(魚沼市)。
 - 被災地における視聴覚障害者等に対するきめ細やかな情報・コミュニケーション支援のため、視聴覚障害者関係団体に対し、点字情報の提供・手話通訳者の派遣等について協力依頼。(11/8)
 - 高齢者等要援護者が入居する応急仮設住宅は、バリアフリー仕様(手すり、スロープ、段差解消)とする。
 - 長岡市内に設置予定の大規模仮設住宅予定地に、デイサービス等生活支援サービスを提供できる仮設集会所を附設。運営は社会福祉法人が担当予定。
 - 避難生活の長期化に伴う廃用症候群の発症予防の実施等について、新潟県及び新潟市に通知。(11/12)
 - 避難生活の長期化等に伴う廃用症候群の発症の予防のための「利用者向けリーフレット」の周知及び活用について、新潟県及び新潟市へ依頼。(11/22)
- 【ボランティア活動の支援】**
- 救援ボランティア活動の支援のため、全国社会福祉協議会等が職員を派遣。(10/24)
 - 厚生労働省は、救援ボランティア活動の支援について、関係都道府県・指定都市に対し、協力を要請。(10/26)
 - 長岡市、小千谷市、十日町市などの現地ボランティアセンターの業務支援のため、関係都道府県・指定都市の社会福祉協議会がコーディネーターを派遣(11月12日現在で、46名のコーディネーターが現地に派遣され活動中)。
 - 被災地の災害ボランティア活動支援のため、共同募金会が1億2千万円の活動資金助成を決定。(11/5)





災害後における障害者のための スポーツ支援対策について



兵庫県総合リハビリテーションセンター

体育指導員 **増田 和茂**

1995. 1. 17の阪神・淡路大震災は、多くの死傷者と住家被害に加え停電、断水、ガス供給停止、電話の不通、道路、電車等のライフラインを絶ち、障害者スポーツ施設もその機能は休止した状態となりました。その体験と当時に行った支援活動を検証すべく「障害者のスポーツ支援対策」を一考します。



MSN ホームページ・震災10年の記事から

1 施設機能は災害復旧対策施設へ

県下にある複数の障害者スポーツ拠点施設は、大小の建物被害を受け、災害直後には避難所、復旧対策事務所や救援物資の保管場所として機能し、当然ながら安全と生活優先の公共の場として管理・運営されました。そして、職員も従来の通常業務ではなく、災害復旧対応に従事し、障害者スポーツ施設として機能するには施設修復期間と近隣の被災状況によって異なり、2ヵ月から1年以上の時間を要しました。また、被災の有無と状況によって障害者のスポーツへのニーズにも地域格差があ

り、複雑であったことが現実です。その一例として神戸市中心街にある障害者スポーツセンターの状況を紹介します。

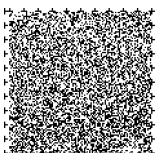
震災時とスポーツセンターの機能

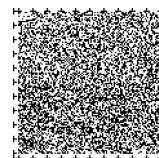
(財)神戸市障害者スポーツ協会

スポーツ指導員 大久保 正樹

私の勤務する「神戸市立市民福祉スポーツセンター」は、各階の更衣室のロッカーが倒れ、10階のプールはコースロープが切れ、給排水管損傷と機械室の濾過機が倒れて400tの水が流れた。地震後の施設は災害復旧業務の会場となり、各都道府県応援職員の事務所、体育館は仮設住宅の鍵の受渡し会場、プールは蓋をして仮設住宅の抽選会場となった。そして、センター職員は従来業務外の救援物資と災害復旧関連業務に従事した。その後、障害者とその家族は一般避難所での生活適応困難から、障害者専用の二次的避難所「障害者緊急ケアセンター」（しあわせの村）が設置され、その運営と障害のある方々のケア業務に6月の閉鎖まで携わりながら多様な災害復旧業務に従事した。

被災地は毎日の生活をどうするかが精一杯であり、スポーツなどへの余暇活動という気持ちの余裕をもつことは殆どできず、それは障害の有無に関係のない気持ちであったと思う。その状況の中、避難所での単調な生活にメリハリをつけるために「簡単な体操や運動等」を障害者緊急ケアセンターで行い、大変喜ばれたのは一光であった。厳しい避難所生活の中、運動やスポーツ他の余暇活動などを行うことは不謹慎だと思われがちだが、不安な気持ちで生活をしている被災者にとっては一時全てを忘れ、前向きに生きていけるよい気分転換となった。そして、ある程度の復興経過後、こころに多少のゆとりが生まれ“早くスポーツセンターを再開してほしい”という声が聞こえてきた。スポーツセンターの再開は、災害復旧業務の縮小に伴い8ヵ月後の9月から一部を仮オープンし、全施設の再開は翌年3月となった。





2 情報の収集と伝達支援の対策

兵庫県総合リハビリテーションセンターは、被災障害者の受入れ対応と淡路島の関連施設復旧への応援に追われました。一方体育館は天井からの落下物と余震による二次災害の危険から、避難施設としては外れ、スポーツ指導員はセンター内施設への応援体制となりました。一方で体育指導課には多くの電話照会が寄せられ、「仲間の安否状況」には登録者名簿から、「義援金の送金」には先方の意志から全壊の方へ直接届け、「避難場所の提供」では個人宅提供者を紹介するなどの情報収集と発信を行いました。その情報機能は、利用者登録制度による個人データ、団体データが役立ちました。また、障害者スポーツの拠点施設ネットワークである「兵庫県障害者スポーツ連絡協議会」による情報の共有と効果的活用が図られ、生活とスポーツへの支援には、利用者の個人情報管理と関連施設のネットワーク化が必須と考えます。被災状況の有無と程度は地域によって異なり、スポーツと生活への支援は相反することのようですが危機管理の立場からも「人と人、施設と施設」の有機的な日頃の関係が障害をもつ方への支援対策の一步と痛感しました。



3 スポーツ支援と生活支援の対策

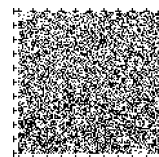
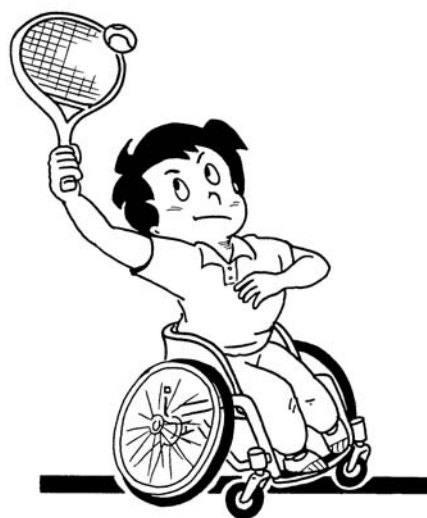
災害は地域によって被災有無とその程度から、「障害者のスポーツ」のニーズにも大小の差がありました。勤務する会社の被災、公共交通機関の不通、交通規制による外出の困難などは家に閉じこもりがちな生活を余儀なくされ、こころと体のストレスから体育館を訪ねてくる方、断水のため

入浴できずシャワーを利用される方など、スポーツ（体を動かす）と生活空間の微妙な関係でありました。

また、リハビリ施設利用者のスポーツ、レクリエーションプログラムには、被災していない近隣体育館を借用。体力・機能低下防止ときばらし対策を目的に「生活体力の維持増進」を図る展開は重要であったと再考します。

4 公共施設の連携と指導者の組織化

複数の障害者専用スポーツ施設は被災し、その利用の一部は他地域の一般公共の施設で活動が再開されました。今日障害者スポーツの普及には、全国にその拠点施設が存在し、スポーツ教室、個人指導、クラブ育成や強化、関連組織へのサービス、スポーツイベントの企画と開催など一手に関わる傾向があります。しかし、災害後の障害者スポーツ支援には公共の機関や施設が対応できる体制づくりとそれを支える指導者やスポーツボランティアの組織化と活用対策が必須です。ユニバーサルデザインと言う建物・設備面の確認調査、一般公共施設への障害者スポーツ用具の整備、公認障害者スポーツ指導者の地域分化などが災害後の支援には大きな力を発揮することと提案し、その作業は年次計画で取り組むべき課題です。



レク・ダンスがつくるバリアフリーな世界

BTRD チーフプロデューサー

浦江 千幸

1. 障害を持った方と初めて踊った？

BTRD (BLUE-THREE レクダンス研究会) は1977年に活動を開始しました。障害を持つ方との踊りを翌年の1978年には開発しています。その頃は車イスに乗っている人を街で見かけることも少なく、まだ家庭から出られない障害者も今よりは多かったです。レクリエーションダンスのその頃の標語は「いつでもどこでも誰もが踊れる」でした。それなら障害を持った方も踊れる踊りを創ろうと言う発想から、この分野の扉を開いたのです。

周りで障害者が踊るのを全く見たことがないという世界の中で、初めから考えるのはとても勇気のいることでした。私たちにとってはまさに「開発」でした。世田谷区の雑居まつりの中で車イスの方と踊るのに成功した時の感動は忘れられません。それからはや27年。時の流れの中でこの分野は大きく変わっていきました。

2. 障害者が踊る世界の広がり

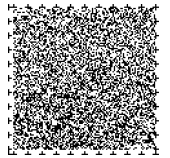
30数年前に障害者と踊る運動をいち早く始めていたのが「ユニークダンス」でした。マスコミもうまく活用して、車イスの方を中心に社交ダンスをベースにしたすばらしい踊りを開発していました。1981年に国際障害者年が来ると、BTRD も各地から声がかかるようになりました。どこに行っても、障害者と踊る踊りが「ユニークダンス」という名前だと思っている方が多かったことを見て、この運動の当時の広がりを知ることが出来ます。

そのころは障害を持った方も踊りを踊るという経験のある人は多くはありませんでした。踊っていて楽しい・嬉しいという感情を出すことが出来ない方も多かったよう

です。私たちの会員でも、指導してみたが反応がなく、うなだれて帰ってくる人もいました。ところが後日届いた感想ではとても楽しかったということが書かれてあり、相互のコミュニケーションを豊かにすることの必要性を痛感しました。1981年にはそのころは知る人も少なかった手話を使った踊りを作り、皆さんの感動を呼びました。

本拠地の東京都港区でも「共に生きるみんなの歌と踊りの集い」を立ち上げ今年で25回を迎えます。これは障害者の詩に曲をつけ、さらに踊りもつけて楽しむ集いで、いろいろな障害者団体が自ら主役になって歌や踊りを披露してくれるというものです。この中でダウン症の女性が黒人張りのすばらしい踊りを見せてくれ、ビックリしたことがあります。知的障害の方の踊りの豊かな可能性を示唆してくれたのです。車イスの方の踊りも可動域を生かし、車イスの特性を使った踊りを創作することにより、豊かなバリエーションを持つことが可能なことが分かりました。視覚障害の方が踊れるものも作れるようになりました。

そのころのことで忘れられない体験は先天的な視覚障害のレクリーダーが踊りを指導するのを見たことです。踊りを自分の目で全く見たことがない方が指導するのは不可能だと思ったのですが、みんなの協力でやり遂げました。また重度の障害者施設の運動会でのレクダンスの創作依頼があり、相当に苦しみ、悩みましたが、その成功はダンスの今後の広がりの可能性を予感させてくれました。今になって、各方面での障害者の踊りに対するすばらしい成果を見ると、その頃の実感が正しかったことが分かります。多くの人が体験し、そして知っていったのです。障害者が踊るということ、



その楽しさを。

3. ダンスの世界の最近の動き

長野のパラリンピックで知的障害の方が踊っていましたが、それを見てもわかるとおり、それらの方に対する最近のアプローチには目を見張るものがあります。フォークダンス的なものからヒップホップにいたるまでいろいろな踊りを楽しく踊る世界が出現しています。日本民謡を踊って公演しているダウン症の方までいます。

一方車イスの世界はご存じのとおり社交ダンスが広まり競技性を持つものも現れました。また車イス・レクダンスのサークルも出来てきました。重度障害の施設でもいろいろな試みが生まれてきており、そこでは音楽がかかれば、そこにいて参加することで踊っていることになるという概念も生まれてきています。視覚障害の方のダンスレッスン法も外国から導入されてきました。障害者のダンスのプロも今後現れてくることでしょう。

このような流れの中で最近思うことがあります。それぞれのダンスがひとつの障害に特化して成果はあげているものの、みんなで踊る踊りが忘れられてきているのではないかとということです。どこかの区画に今いる人を切り取って集めると、きっとその中には自然に障害を持った方がいます。踊りも障害を持った方のためだけの踊りではなく、みんなで踊る踊りであるべきです。その中に障害を持った方がいても自然に踊れる、というのがレクリエーションとしては理想ではないでしょうか。

BTRD によく来られるダウン症の方は、はじめは障害者と共に踊る踊りに参加していました。ところが慣れてくると一般の方のレクダンスの場に

も来るようになりました。踊れないところもあるのですが、他の参加者もその方に慣れて自然にサポートし、楽しく踊って帰られるようになりました。こういう踊りの世界はいいなあと思います。

4. 「歌と踊り」で共に生きる世界を

BTRD は10年ほど前から「福祉レクダンス」という分野を創って運動を進めています。障害者に加え高齢者・高齢障害者と共に踊る踊りを開発、昨年からは簡単に歌いながら踊る「ミュージックダンス」も創り始めました。ほとんどが座ったまま踊れます。そして交流を図る踊りも数多く創っています。何よりも使う方の立場に立って良い教材の製作を目指しています。

10年前から誰もが良く知っている曲を踊りやすいアレンジにしてCDを製作し、そのビデオも合わせて製作、全国縦断講習会を毎年各地で開き普及活動を行っています。CDシングル10枚とCD・ビデオブック2「福祉レクダンス」を通じて全国の方々がなじみの曲で容易に踊れるようになりました。いろいろな分野の踊りの指導者を招き紹介する「福祉レクダンス講座」の開催により新しい流れを作ろうとしています。そして音楽プログラムにも力を入れており、歌と踊りを通じた共に生きる豊かで楽しい世界を創り上げていきたいと思っています。

来年はBTRDも30周年。「30周年はBTRDの出発点」ととらえて新たな教材の発行・多彩なイベントを行うべく準備を進めています。是非「共に踊る優しいダンス-福祉レクダンス」を体験してみてください。新しい世界はこれから開かれます。



<INFORMATION>

第9回福祉レクダンス講習会

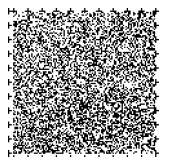
10月16日 13:00~16:00

港区立生涯学習センター（新橋駅前）1,000円

問い合わせ042-396-5676 森戸

浦江千幸への連絡先

chiyuki@sepia.plala.or.jp へ



災害時の食事支援

茨城県立あすなろの郷
栄養室長 政安 静子

1. はじめに

火災、地震、台風、落雷などの自然災害は、予期せず発生する。発生した場合は、被害の規模にもよりますが、食事作りが困難となり食事の提供に影響を及ぼすこともあります。

したがって、福祉施設等は食事作りが困難となることを想定して非常食等を準備しておく必要があります。非常時に備えた食事提供を円滑、安全に行うため組織体制を整備し、緊急事態に備えた対応策や非常食の備蓄などの措置を講じる必要があります。

2. 非常食について

非常食は、各施設の消防防災計画に基づき、非常食品に関する計画書を作成し、それに基づいて購入、使用、更新をする必要があります。

なお、非常食の場合にも、普通食、きざみ食、ミキサー食、特別治療食等の献立を作成し、それに従って確保しておきます。

(1) 非常食備蓄の考え方

非常災害時の食事は、平常時のように光熱水源（電気、ガス、水、蒸気等）の一部または、全部が使用できない場合を想定し、次のようなことを考慮して備蓄をします。

<非常食の条件>

1. 長期保存が可能なもの
品質保持期間または賞味期限は1年以上
2. 調理に手間のかからないもの
熱源の使用が必要としないもの
3. 主要栄養素が確保できるもの
エネルギー、たんぱく質など

(2) 非常食の種類

非常食の種類としては、主に普通食ときざみやミキサー食対応の形態食があります。普通食には長期保存が可能な食品もありますが、形態食には余りないのが現状です。

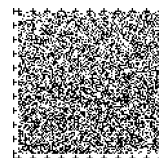
ただし、形態食においては、高齢者対応のレトルトの既製品が多く出回っており、保存期間が1年となっているものを使用すると良いでしょう。^{※1}

(3) 非常食備蓄準備量

食事	3食×3日分 (9食分)	保存場所にモデル献立を 掲示
水	2ℓ×3日分	飲料用1ℓ/人・日 食事用1ℓ/人・日

3. 非常食用の食器・器具類

非常食を準備しても、簡易加熱用器具や食べるための食器や用具がないと実際には活用できません。電気はライフラインの中でも比較的早く復旧するので、電気製品は主力となるでしょう。^{※2}



4. 避難所での食事支援

(1) 非常食用の熱源の確保

ライフラインの復旧は、比較的時間がかかりません。電気は、約1週間から10日間程度、都市ガスは、約2か月程度以上要することが想定されます。

非常災害時に備え、ガスや灯油などの供給業者と確保計画を立て事前に契約をしておく必要があります。

また、短期的には、復旧の早い電気用のコンロや携帯ガス用のコンロ、都市ガスからプロパンガス使用に切り替えるための変換機などの準備をしておくことも必要となります。

(2) 外部との連携

① 給食設備を持っている隣接施設や地域との連携

隣接施設等に食事提供の協力支援を要請し、当面は施設が備蓄してある非常食等の提供を依頼する。特に、障害者や要介護高齢者の摂食障害者に対応するミキサー食においては必要となります。

ボランティア等の協力支援を要請し、登録をいただいていた中で計画を立てると平均的な支援ができます。

② 関係機関との連携

ライフラインの復旧支援や食糧の補給を要請するための連絡網を作成しておく、同じ食べ物が続くこともないでしょうし、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられます。

(3) 巡回栄養指導

温かい食事を盛り込んで、「1日3食」食べられるよう支援した上で、疾病も含めた心身状況の改善を視野に、管理栄養士・栄養士を中心とした食支援活動が必要です。

実際には、災害を受けて生活環境が激変していることから、かぜや便秘などで体調をくずした人や何らかの疾病や摂食障害等で普通食が食べられない人に対して、食べ方の工夫や適切な非常食を

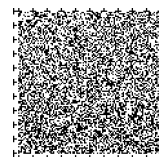
紹介することが重要となります。

避難所によって救援物資の不定期配布、調理設備の不備、ボランティアの不足などにより、食事内容に大きな相違が生じることがあります。連携を密にして調整をすることが大切となります。なお、災害時に不足する食品としては、たんぱく質食品や野菜類であったようです。このことから栄養チェックリストを準備し、栄養指導をして、個別対応が可能な方への支援方法を確認することが必要となります。

5. おわりに

災害時においてこそ、健康を維持する上でも、精神的負担を軽減するためにも、食事に対する対応が大きく左右しますので、「1日3食」の食事提供が重要となります。したがって、食事提供に対する機能を持っている社会福祉施設、学校、病院などによるネットワークの構築が必要と考えます。また、大型コンビニエンスストアとも連携して活用できるようシステムを組むのも有効な一つの方法と考えます。いずれにせよ、災害時の食事提供に対応する知識と技術を持っている管理栄養士・栄養士等の活用と積極的なボランティア活動に期待したいと思っています。

※1 備蓄非常食（普通食・形態食）、※2 非常食提供にあると便利な調理器具については、誌面の都合上、戸山サンライズのホームページ（情報誌のページ：第221号）で紹介しておりますのでご参考ください。



参考1 備蓄非常食（普通食）

項目	保持期間	種類
サバイバルフーズ	25年	クラッカー、シチュー、洋風雑炊
サバイバルフーズ	10年	クラッカー、牛肉とマカロニチリソース煮、チキンシチュー、野菜とシチュー牛肉入り
サバイバル・カプセル	5年	アルファ化米（白飯、赤飯、山菜おこわ、五目ご飯、わかめご飯、鮭ごはん）乾燥かゆ、白かゆ、梅がゆ、ポークカレー、クリームシチュー、オニオンスープ
レトルト	5年	白ごはんめし
	3年	きのこご飯、ビーフカレー、ビーフシチュー
缶詰	5年	かゆ1斗缶、梅がゆ、けんちん汁、とん汁
	3年	白めし、赤飯、山菜おこわ、五目ご飯、わかめご飯、パンの缶詰 きんぴらごぼう、切干し大根、ひじき、五目豆、とりレバーしょうが煮、野沢菜炒め煮、いわしだんご、かぼちゃいとこ煮、まめこんぶ、さといもいか風味、うの花炒り、豚肉しょうが煮、鶏肉うま煮、煮まめ、ウィンナと野菜のスープ煮、牛肉大和煮、さば味噌煮、まぐろ味付、さんま味付、コンビーフ、ポテトサラダ、ビーフシチュー、ビーフカレー等
フリーズ	10年	リゾット（洋風とり雑炊、洋風えび雑炊）
	5年	即席乾燥餅（きなこ餅、あんこ餅、いそべ餅）
	3年	野菜ミックス、ラーメン・うどん、カップ付みそ汁、ビーフコンソメスープ
その他	5年	乾パン大型（ビスケット・クラッカー）
	3年	どこでもビスケット、バランスキープ、チョコレート、ドロップ、チューブ入チョコ
飲料水	5年	スーパー保存水、缶入保存飲料水
その他飲み物		ロングライフミルク、ミネラルウォーター、お茶、ウーロン茶、スポーツ飲料、即席味噌汁、即席清汁
漬物・佃煮		梅干、のり佃煮、ふりかけ、味付けのり
調味料		ジャム、しょうゆ、みそ、ソース、砂糖、塩

備蓄非常食（形態食）

項目	保持期間	種類
レトルト スープ類	1年	コーンスープ、キャロットスープ、パンプキンスープ
レトルト ミキサー	1年	白がゆ、梅しらすがゆ、鯛がゆ、筍おかか煮、コーンサラダ、ごぼうサラダ、うぐいす煮豆、いわし梅煮、照焼チキン、洋梨、みかん、ぶどう、やわらか白菜（約40種類）、ブレンダー食（約10種類）など
レトルト きざみ食	1年	やわらか白菜（約40種類）
レトルト ムース	1年	豆腐寄せ、やわらかカップ（いわし、かに風味、うなぎ、いとより鯛、ほたて風味、しょうが焼き、鶏風味、きんめ鯛風味）各種デザート（プリン、ゼリー、ようかん、ムース等）
トロミ飲料	1年	麦茶、水、ゼリー等

参考2 非常食提供にあると便利な調理器具

	器具類名	用途
熱源機器	カセットコンロ、カセットコンロ用ガスボンベ、ホットプレート、電磁調理器、電気鍋、電子レンジ、オーブントースター、電気ポット、固形燃料	電気は、ライフラインのなかでも比較的早く復旧する。阪神・淡路大震災では、電気製品が調理の主力となった。
	ライター、マッチ	使い捨てライターが便利
鍋等	コッフェル、テフロン加工フライパン、鍋、やかん	鍋は大鍋があると便利
容器	皿、コップ、スプーン、箸、フォーク 保温ポット、 折りたたみ式ポリ容器（5ℓ、10ℓ用） 非常用給水袋（4ℓ）ナイロン・ポリエチレン 経管チューブ	エコ容器（燃やしても無害、堆肥としても使用可能） 場所をとらずに保管ができる 焼却しても有害ガスは発生しない
	ラップ アルミホイル ビニール袋	皿に広げて使用。皿を汚さない。 皿の代わりにや包んで焼く ボールの代わりに使用 和えものや乾物をもどすのに使用
	炊飯袋（輪ゴム付）pp製 簡易炊飯袋 ポリステル不織布製	米を入れて、約20分沸騰で炊き上がる 洗米をせずに詰めて炊く
その他	ウェットクロス ウェットティッシュ ティッシュペーパー トイレトペーパー	食器や鍋などを吹く 手拭
	缶きり、ナイフ 古新聞、ごみ袋	万能タイプが便利
	台車等	水や物を運ぶのに便利だったとのこと

「安全と安心のために」 応急仮設住宅の高齢者・障害者への配慮

社団法人 プレハブ建築協会
田坂 勝芳

1. はじめに

火山国日本、災害国日本に住む私たちにとって自然災害は避けることはできないものです。私たちには、災害をいち早く察知するとともに被害を最小限にとどめ、一刻も早い復旧と復興を進めることが課せられております。

災害時においては、まずは本人の身の安全、周辺の人たちの安全・救助、救命、火災対策など緊急の対処が必要です。二次的には被害拡大防止、治療、一時非難、避難場所への移動、次に災害復旧として避難場所、食料、飲料水、就寝具の配布などがあります。さらに長期的には、応急仮設住宅の建設、教育、住居修理、新築、移転などがありますが、そのなかの応急仮設住宅は、被災者の生活の安定を図るために貸与される施設として、一時避難をされている被災者の安全と生活の場を一刻も早く提供できるよう災害救助法に基づき建設されるものです。

2. 災害救助法の適用

厚生労働省は、災害救助法(昭和22年 法律第118号) 第23条第1項第1号に規定する収容施設として「応急仮設住宅を建設する必要がある場合、国は地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに応急仮設住宅を建設し、被災者を収容することによって災害を被った者の保護と社会の秩序の保全を図る。」としております。災害救助法の適用を受ける災害は、大規模なものであるため、国が救助、都道府県が救助の実施に当たるものです。また、災害救助法は、救助、避難所の設置、炊き出し、被服・寝具の供与、医療など被災者個別を援助するためのものであって、公共施設、教育施設、交通機関、企業など公共的な災害には適用されておられません。

なお、災害救助法に基づき災害救助基準が定められており、応急仮設

住宅は、1戸当たりの面積を平均29.7m²(9坪相当)を基準として建設のための限度額が定められ、供与期間は2年以内と限定しております。

3. 都道府県との協定

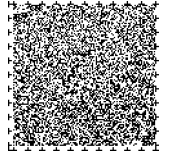
当協会(社団法人プレハブ建築協会)では、全都道府県との間で「災害時における応急仮設住宅の供給に関する協定」を締結し、被災された方々のための仮設住宅を緊急に建設する体制を整えております。この協定は、被災者の生活を最優先としており、仮設住宅の担当者との連携を一元化することによって、緊急時における災害対策、情報の交換、建設の準備、手続き、資材の調達、建設要員の手配・建設などを迅速に行い、速やかに仮設住宅が供給できるよう準備されております。

4. 仮設住宅の一般仕様

仮設住宅の面積は、単身用(1人用)約20m²(1DK)、小家族用(2~3人用)約30m²(2DK)、中家族用(3~5人)約40m²(3K)があります。仕様は、和室、洋室、食事室、ユニットバス、トイレ、キッチン、玄関などを備え、通常の場合でも、手すり(4か所:玄関、トイレ、浴室の入り口・内部)、段差(浴室入り口など180mm以下)などお年寄りにも配慮しております。



「高齢者用仮設住宅」



5. 仮設住宅の仕様

(1) 高齢者・障害者への配慮

高齢者用の仮設住宅については、建築基準法などを参考に入居者の移動行為の安全性及び介護行為の容易性を確保できるよう配慮しております。阪神・淡路大震災（1,885戸）、北海道有珠山噴火（10戸）で建設いたしました。

なお、高齢者用（車いす仕様）仮設住宅の入居対象者の基本的な対応レベルは、「① 高齢者用の仮設住宅としては、原則、車いす対応で単身で自活能力があること。② 家族の中で車いす利用者、要介護者がいること。③ 身体機能（特に歩行機能）が著しく低下している方。」のいずれかに該当する場合を対象としています。

以下の項目は、2000年（平成12年）に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の評価方法基準「高齢者等への配慮に関すること（共有住宅）」を参考にしました。結果として、概ね評価基準の等級2「自立歩行を想定した基本的な対応レベル及び介助式車椅子対応レベル」以上に該当しております。

以下の事例を地域性を考慮のうえ選択して採用することを勧めます。

和室、居間、ユニットバス、トイレ、玄関（風除室）を付帯。

- ① スロープ：傾斜20分の1（12分の1：長寿社会対応住宅指針）。
- ② 玄関（風除室）：段差は最小限とし（20mm以下）、車いす利用者に配慮。開幅800mm。
- ③ 引き戸：車いす利用者、歩行の不自由な人には、開きドアより引き戸が有効。
- ④ ユニットバス：1216タイプ（室内実行寸法1200×1600mm）で、出入口はフラットタイプ。幅は650mm。



グループホーム（有珠山噴火／2000年）

⑤ トイレ：便器は標準仕様でガード付。室内は通常より広くとり介護者が手助けできる。

⑥ 手すり：直径32mmの手すりを4か所（ユニットバス、トイレ、玄関）。

このほか、キッチン、電源、スイッチ、照明、引き戸の取っ手などについても、通常の住宅と同様に、さまざまな配慮がなされております。

(2) グループホーム

介助を必要とする被災者が共同生活を送れるよう、障害者、高齢者に対応できる仕様を取り入れた仮設住宅です。和室、食堂・居間、ユニットバス（フラットタイプ）、トイレ（2か所、機能トイレ）、キッチン、洗面・洗濯コーナー、玄関（風除室）、入口はスロープ付きなど高齢者仕様の一部を取り入れて、阪神淡路大震災（504部屋）、有珠山噴火（10部屋）で建設しております。

(3) 集会所

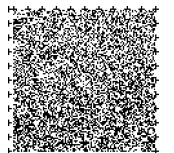
災害救助法では、戸数が50戸を超える地区には被災者が様々な行事、催し物、会合などのための集会所を設けることができるとされております。集会室、和室、キッチン、様式トイレ2か所、玄関（風除室）、暖房設備が装備されており、高齢者、障害者が利用しやすいように身障者用トイレ、段差の解消、外部からの進入時はスロープ（傾斜1/20）を設置。阪神・淡路大震災（16棟）、有珠山噴火（1棟）、新潟県中越地震（24棟）、福岡県西方沖地震（1棟）で建設いたしました。

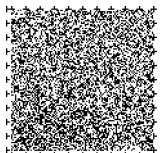
(4) 安全対策、寒冷地対策などへの配慮

安全対策として煙感知警報器、外灯、プロパンガスの耐震装置のほか、地域、気象条件などによって寒冷地対策、積雪対策、耐風対策、暑さ対策などが必要となって参ります。

◇建設の主な事例（高齢者などに配慮された事例）

災害名	発生年	一般仮設住宅	高齢者用	グループホーム	集会所
阪神・淡路大震災	1995年	47,796戸	1,885戸	504部屋	116棟
有珠山噴火災害	2000年	713戸	10戸	10部屋	1棟
新潟県中越地震	2004年	3,450戸			24棟
福岡県西方沖地震	2005年	230戸			1棟





6. プレハブ建築協会では、

テレビ・ラジオの報道及び会員からの報告などによって災害状況を把握し、都道府県の住宅担当課と連絡を取りながら、緊急の災害対策会議を開催いたします。都道府県との連絡・協議の結果、建設の協力要請に基づき建設の準備に入ります。建設事業者は仮設住宅を迅速に建設するため通常の業務を停止したり昼夜兼行の作業を行うことがあります。

7. 都道府県・市町村では、

事前対策として災害発生時におけるシミュレーション、事前の建設用地の選定、防災訓練、当協会との事前協議などを実施しております。

発生時には、① 災害状況を把握し、② 厚生労働省、都道府県担当者などによる被災地現地調査、③ 都道府県によって各市町村単位で災害救助法の適用、④ その間、厚生労働省（社会・援護局災害救助室）との綿密な連絡、⑤ 被災地の市町村との綿密な情報交換をし、入居希望者を把握。その結果、仮設住宅の建設の可否及び戸数、タイプ、仕様、建設用地が選定されます。

8. 入居者の決定

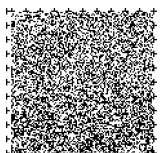
都道府県・市町村の福祉行政及び住宅行政担当には、入居希望の意向や問題点を迅速に把握し、対処方法を決定し、速やかに実行することが求められております。

市町村では、刻々変化する被災状況のなか、被災者の心情に配慮しながら入居希望の人数、条件、程度、可否、家族構成などについて把握しなければなりません。

また、体育館、公民館などに避難している被災者のうち、高齢者、障害者、病人、乳幼児などについては早急に平常の生活に戻す必要があります。仮設住宅への入居を優先させなければなりません。

9. 仮設住宅の仕様の決定

地域性、気象特性などに様々な配慮が必要となって参りますが、迅速性、救助資金の制約によって仕様などにおのずと限界があります。被災者のなかには乳幼児から高齢者、病弱者、そして障害者もおられるなか、前記



のような高齢者のために特別仕様に対応しても、あらゆる利用者が最良の使い勝手であるとは限りません。身体機能の異なる全ての人に対する対処は不可能であり、あらかじめ入居者の状況に照らし合わせて、それぞれの方に対応した仮設住宅以外の手段を考えなければなりません。

また、仮設住宅と一般の住宅との仕様の差がなくなりつつあり、仮設住宅としての仕様水準の妥当性について十分に精査する必要があります。

10. 維持管理と工夫

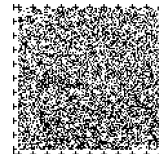
基本的に仮設住宅の維持管理は、市町村が責任をもって実施することになります。住宅本体、駆体の補修は建設業者が行いますが、電球の交換、ガラスの破損など通常のメンテナンスは入居者の責任で行うことになります。

仮設住宅の仕様は、一般の住宅に比べ断熱性、防音性などの性能には差があります。また、寒冷地、積雪、暑さ、騒音、カビ、害虫などについては、十分とはいえません。その対策は、当協会（建設業者）としても努力いたしてはおりますが、行政及び入居者にも工夫をしていただく必要があります。

11. 最後に

仮設住宅は、あくまでも2年間という一時的な住まいとして建設するため、画一にならざるを得ません。被災者の立場を考え、極力住環境が整うよう最善を尽くしておりますが、必ずしも被災者の方々に十分な満足を得ることができるとは限りません。厚生労働省の災害救助法に基づき国庫から出費するもので、2年以内という限定された応急的な仮設住宅であることを考えますと、仕様を高めることに限界があることはご理解ください。

昨今は日本全土が多くの災害に見舞われており、当協会では、業務の重要性に鑑み被災者の安全と生活の場を一刻も早く提供できるよう、常に災害を予想した緊急の連絡・生産・建設体制を整えております。応急仮設住宅の計画、建設に当たっては、手続きが複雑な上、綿密な計画が必要であり、事前の準備及び建設計画は、大変重要であると思われまますので、関係機関の配慮・検討・準備をお願いしております。



共生型地域生活支援フォーラム

年齢や障害を超えて、誰もが地域で暮らし続けるために
～プロジェクトM（みやぎ）から見えてきた可能性～

1 開催にあたって

障害者福祉施策や高齢者福祉施策の方向性は、「地域生活」をキーワードに、自立生活への支援に視点を置いて進んできています。このような中で、宮城県内では、重度・重複障害（児）者の地域生活支援の思いから生まれたプロジェクトM（みやぎ）（県職員提案・事業化制度）による共生型グループホームをはじめとした共生型の地域生活支援の取組みを実施しています。このたび、これらの取組み状況について御紹介するとともに、年齢や障害を超えた地域での生活支援の在り方について考える契機とするため、フォーラムを開催することにいたしました。

2 主催 共生型地域生活支援フォーラム運営委員会 宮城県

（白石陽光園、宮城福祉会、常盤福祉会、槃特会）

3 後援 宮城県教育委員会、仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、七ヶ宿町、柴田町、宮城県社会福祉協議会、宮城県手をつなぐ育成会、宮城県重症心身障害児（者）を守る会、呆け老人をかかえる家族の会宮城県支部、宮城県知的障害者福祉協会、宮城県認知症高齢者グループホーム連絡協議会、宮城県老人福祉施設協議会、仙台市老人福祉施設協議会、河北新報社、朝日新聞仙台総局、毎日新聞仙台支局、読売新聞東北総局、産経新聞社東北総局、日本経済新聞社仙台支局、時事通信社仙台支社、共同通信社仙台支社、NHK 仙台放送局、TBC 東北放送、仙台放送、みやぎテレビ、KHB 東日本放送、Date fm、せんだいタウン情報 S-style、ラジオ3、白石陽光園、宮城福祉会、常盤福祉会、槃特会

4 期日 平成17年9月3日（土）午後1時30分から午後5時まで

平成17年9月4日（日）午前9時20分から午後4時まで

5 場所 名取市文化会館

宮城県名取市増田字柳田520

6 参加費 1人 3,000円

※参加申込みは、近畿日本ツーリストが一括して受付します。別途500円の事務手数料が必要になりますので御了承ください。

7 申込み方法 参加・宿泊・昼食の御案内を御確認いただき、「申込書」に、必要事項を記入の上、近畿日本ツーリスト（株）仙台イベント・コンベンション支店あて、郵送又はFAXしてください。

（※参加・宿泊・昼食の申し込みは、近畿日本ツーリスト仙台イベント・コンベンション支店が一括して担当しています。）

8 申込み締切 平成17年8月5日（金）

ただし、定員の1,000人に達した場合には、その時点で締切ります。

（※当日の直接申し込みはお受けできない可能性がありますので、あらかじめ、お申込みください。）

9 個人情報の取扱い

申込書を持って取得した参加者の個人情報は、運営委員会、県及び宿泊業務代行業者（近畿日本ツーリスト）において、厳正に管理し、フォーラム運営のみに利用することとしています。

※プログラム等については下記問い合わせ先にご連絡下さい。

フォーラムに関するお問い合わせ

① フォーラムの実施や開催内容に関するお問い合わせ

宮城県保健福祉部地域福祉課 地域生活支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

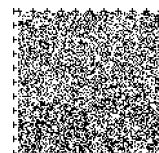
電話 022-211-2577 FAX 022-211-2595

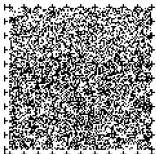
② 参加申し込み、宿泊等に関するお問い合わせ

近畿日本ツーリスト（株）仙台イベント・コンベンション支店 村上、穴戸、蛭名

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番20号

電話 022-222-4141（代） FAX 022-221-6188





第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト 応募要項

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、障害のある方の教養文化事業の一環として、「障害者による書道・写真全国コンテスト」を実施しております。

当コンテストは、障害者の文化・芸術活動の促進と技術の向上、また、それらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の促進を目的に1986年から行なっており、書道と写真という、どなたにも親しみやすい素材を題材に、毎年全国各地からたくさんの作品が寄せられています。今年も、第20回の記念の年となり、障害者の文化・芸術活動への関心がますます高まりますよう、みなさまの素晴らしい作品をお待ちしております。

- 応募資格**：「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けている方。
但し、当コンテスト3回以上入賞者は対象外とします。
- 応募内容**：① 書道の部 ② 写真の部
テーマは自由です。各部門1人1作品まで（書道と写真双方の応募は可）
- 作品サイズ**：① 書道の部（タテ・ヨコ自由）
半紙サイズ（約33.3cm×24cm）
硬筆はA4サイズ（約21.0cm×29.7cm）
② 写真の部（タテ・ヨコ自由）
四ツ切りサイズ（約25.4cm×30.5cm）
四ツ切りワイドサイズ（約25.4cm×36.5cm）
デジタルはA4サイズ（約21.0cm×29.7cm）も可
- 応募方法**：25ページの応募用紙に必要事項をご記入の上、作品を添えて各都道府県・指定都市の応募取りまとめ機関（26・27ページ参照）へご提出下さい。
全国コンテスト事務局への個人での直接応募は審査対象外とさせていただきますのでご了承ください。
- 応募期間及び締切**：応募期間及び締切は、各取りまとめ機関にお問い合わせ下さい。
各取りまとめ機関から全国コンテスト事務局への応募締切は、**平成17年10月1日（土）必着**です。
- 入賞**：書道・写真それぞれの応募の中から、金賞10点、銀賞10点、銅賞20点、第20回記念賞10点程度を選定します。
- 選考結果**：平成17年11月下旬、各都道府県・指定都市の応募取りまとめ機関宛に通知します。
入賞者ご本人宛には入賞のお知らせならびに賞状、記念品を別途送付いたします。
その他、福祉新聞紙上で発表を予定しております。
- 入賞作品展示会**：①新宿パークタワー（予定）②全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）③その他 コンテストの入賞者、入賞作品、審査員総評等は、当センターの情報誌「戸山サンライズ」およびホームページに掲載します。
- 応募上のご注意**
※応募作品の返却はいたしません。
※作品の制作年月日は問いません。ただし他のコンテスト等に未応募のものに限ります。
※応募作品の著作権は本人に帰属しますが、この事業の一環として行うイベント、印刷物への掲載などについては主催者が自由に使用できるものとします。
※書道の部：①利き手側の上半身に著しい障害のある方については、規定サイズ外の作品も可能としますので、その旨、事務局へご連絡下さい。②規定サイズの範囲内であれば用紙の種類は問いません。（色紙も可）③作品は折り曲げず、広げた状態でお送り下さい。
※写真の部：①被写体に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いかねますので必ず本人の了承を得て下さい。②組写真は不可
※作品は素材のみに限ります。パネル、額縁、表装等をした作品は審査対象外とさせていただきます。
※ご応募いただいた方の個人情報は当事務局が責任をもって管理し、コンテスト以外の目的に使用したり、外部に提供することはありません。

作品の応募に関するお問い合わせ 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 全国コンテスト事務局
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-2-2-1 TEL.03(3204)3611 FAX.03(3232)3621
ホームページ <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

協力：各都道府県・指定都市障害者福祉主管課、各都道府県・指定都市応募取りまとめ等協力機関、財団法人 毎日書道会
後援：株式会社 福祉新聞社
主催：財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）



第19回 写真の部 金賞作品
「カモンベイビー（熱い視線）」
沖縄県 平良 佳之 さん

船のゆれとカモメのホバーリングの調整、カメラがぶれないように30分くらい粘って撮りました。



第19回 書道の部 金賞作品
「ピース」

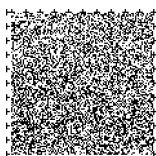
奈良県 野仲 研人 くん
筆をもったら、一気に「ぐるっ」と書いてもう一筆。元気な「ピース」ができました。



第19回 書道の部 金賞作品
「和歌一首（雨くらし）」
佐賀県 福井 和代 さん

和歌一首を扇面に書くのに苦労しました。

※掲載した3作品は「第19回障害者による書道・写真全国コンテスト」入賞作品より抜粋しました。



第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト応募用紙

太枠の中に記入し、該当するものに○を付けて下さい。

(※印のついた項目は、入賞された場合に、展示会で作品紹介とあわせて公表させていただきます。ご了承ください。)

ふりがな					
※氏名	男・女	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	生(※ 歳)
住 所	(〒 -)	TEL ()	FAX ()		
※作品の題名	※制作年月日		昭和・平成 年 月 日		
※応募部門	書道の部		写 真 の 部		
※ 障害の種類と等級	「身体障害者手帳」(障害名) _____ 種 _____ 級				
(手帳に記載されているとおりに記入してください。)	「療育手帳」 _____ (障害の程度) _____				
	「精神障害者保健福祉手帳」 _____ (障害の程度) _____ 級				
※ 作品制作時の状況・工夫等参考になる事項があればお書き下さい。					
※ 写真の部 参考データ	撮影地	使用カメラ	使用フィルム	露出	シャッタースピード
取りまとめ機関名					

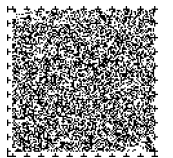
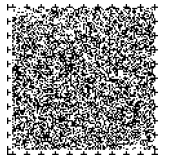
(注)記載された個人情報、当コンテスト事務局が責任をもって管理し、コンテストHに関する連絡のためのみに利用させていただきます。

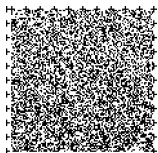
第20回障害者による書道・写真全国コンテスト応募取りまとめ機関一覧表

県名等	団体名	〒	住所	電話番号	FAX番号
北海道	(社団)北海道身体障害者福祉協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目かてろ2・7	011-251-1551	011-251-0858
青森	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4 青森県身体障害者福祉センターねまのき会館内	017-738-5059	017-738-5052
岩手	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市二本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055	019-637-7626
宮城	(社福)宮城県身体障害者福祉協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	022-291-1587	022-291-1588
秋田	秋田県障害者社会参加推進センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2780	018-864-2781
山形	(社福)山形県身体障害者福祉協会	990-2231	山形市大字大森385	023-686-3690	023-686-3723
福島	福島県障害者社会参加推進センター	960-8681	福島市中町8-2 自治会館内	024-523-4080	024-522-7210
茨城	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3375	029-301-3371
栃木	栃木県障害者社会参加推進センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-624-2761	028-624-2761
群馬	群馬県障害政策課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2640	027-224-4776
埼玉	埼玉県障害者交流センター	330-0046	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2243	048-834-3333
千葉	(社福)千葉県身体障害者福祉協会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1746	043-245-1578
東京	府中市立心身障害者福祉センター	183-0026	府中市南町5-38	042-360-1313	042-368-6127
神奈川	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 社会福祉会館内	045-311-8736	045-316-6860
新潟	(社福)新潟県身体障害者団体連合会	950-0121	中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	025-381-1474	025-381-1478
富山	富山県障害者社会参加推進センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-444-0213	076-433-4610
石川	(社福)石川県身体障害者団体連合会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1階	076-232-8372	076-232-8372
福井	福井県障害者社会参加推進センター	910-0026	福井市光陽2-3-22	0776-27-1632	0776-25-0267
山梨	(社福)山梨県障害者福祉協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	055-252-0100	055-251-3344
長野	長野県障害者社会参加推進センター	380-0928	長野市若里7-1-7 (社福)長野県身体障害者福祉協会内	026-228-0317	026-228-8006
岐阜	(財)岐阜県身体障害者福祉協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内	058-273-1111(内線2541)	058-273-9308
静岡	(社福)静岡県身体障害者福祉会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-252-7829	054-252-2011
愛知	(社団)愛知県身体障害者福祉団体連合会	456-0024	名古屋市熱田区森後町11-12	052-671-8087	052-671-1108
三重	(社団)三重県身体障害者福祉連合会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	059-232-6803	059-231-7182
滋賀	滋賀県身体障害者福祉センター	525-0072	草津市笠山8-5-130	077-564-7327	077-564-7641
京都	京都府障害者社会参加推進センター	604-0874	京都市中京区竹屋通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館8階	075-251-6454	075-251-6438
大阪	大阪府健康福祉部障害保健福祉室計画推進課社会参加支援グループ	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-4790-0170	06-6942-7215
兵庫	(財)兵庫県身体障害者福祉協会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4620	078-242-4260
奈良	奈良県心身障害者福祉センター	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4	07443-3-3393	07443-3-1199
和歌山	(社福)和歌山県身体障害者連盟	640-8034	和歌山市藤河町35	073-423-2665	073-428-0515

県名等	団体名	〒	住所	電話番号	FAX番号
鳥取	(社)鳥取県身体障害者福祉協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127	0857-28-7277	0857-28-7288
島根	島根県障害者社会参加推進センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	0852-32-5972	0852-32-5973
岡山	(財)岡山県身体障害者福祉連合会	700-0813	岡山市石岡町2-1 県総合福祉会館5F	086-223-4562	086-223-4597
広島	(社)広島県身体障害者団体連合会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-2505	082-254-0202
山口	山口県障害者社会参加推進センター	753-0072	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	083-928-5432	083-928-5436
徳島	(財)とくしまノーモライゼーション促進協会	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 栃木県林業センター6階	088-624-2882	088-624-3388
香川	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター 身体障害者福祉センター	761-8057	高松市田村町1114	087-867-686(内線597)	087-867-0420
愛媛	愛媛県身体障害者団体連合会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-4772	089-921-4844
高知	(財)高知県身体障害者連合会	780-0870	高知市本町4-1-37 社会福祉センター内	088-872-9497	088-872-7590
福岡	(財)福岡県身体障害者福祉協会	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター内	092-584-6067	092-584-6070
佐賀	佐賀県障害者社会参加推進センター	840-0851	佐賀市天祐-1-8-5	0952-29-1226	0952-29-3918
長崎	長崎県障害者社会参加推進センター	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-842-8178	095-849-4703
熊本	(社)熊本県身体障害者福祉団体連合会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-354-7371	096-354-4136
大分	大分県障害者社会参加推進センター	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-8797	097-558-8797
宮崎	宮崎県障害者社会参加推進センター	880-0007	宮崎市原町2-22	0985-26-2950	0985-26-2950
鹿児島	(社)鹿児島県身体障害者福祉協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3階	099-228-6271	099-228-6710
沖縄	(社)沖縄県身体障害者福祉協会	901-1114	沖縄県南風原町字神里631	098-835-6611	098-835-6622
札幌市	(社)札幌市身体障害者福祉協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1	011-641-8853	011-641-8966
仙台市	(財)仙台市身体障害者福祉協会(仙台市障害者社会参加推進センター)	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8F	022-266-0294	022-266-0292
さいたま市	さいたま市保健福祉局 福祉部 障害福祉課 社会参加担当	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1308	048-829-1981
千葉市	千葉市身体障害者福祉団体連合会	260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208-2 ハーモニープラザ3階	043-209-3281	043-209-3282
横浜	(社)横浜身体障害者団体連合会	222-0035	横浜市港北区鳥山町1752 横浜ポータル3階	045-475-2060	045-475-2064
川崎市	(財)川崎市身体障害者協会	210-0834	川崎市川崎区大島1-8-6	044-244-3975	044-246-6943
静岡市	静岡市身体障害者団体連合会	420-0854	静岡市葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-5223	054-254-2845
名古屋市	(社)名古屋市身体障害者福祉連合会	456-0024	名古屋市熱田区森後町11-12	052-682-0878	052-671-3124
京都市	京都市身体障害者団体連合会	604-8804	京都市中京区壬生坊城町19-4 京都市みづみ身体障害者福祉会館内	075-822-0770	075-822-0770
大阪市	(財)大阪市身体障害者団体協議会	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内	06-6765-5636	06-6765-7407
神戸市	神戸市身体障害者団体連合会	650-0016	神戸市中央区楠通3-4-1 総合福祉センター内	078-341-8644	078-341-7706
広島市	広島市心身障害者福祉センター	732-0052	広島市東区光町2-1-5	082-261-2333	082-261-7789
北九州市	北九州市身体障害者福祉協会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階	093-883-5555	093-883-5551
福岡市	福岡市障害者社会参加推進センター	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ内	092-732-6077	092-732-6077

※各都道府県・指定都市の応募締切日は、各応募取りまとめ機関にお問い合わせください。戸山サンライズ全国コンテスト事務局への応募締切は、平成17年10月11日必着となっております。





戸山サンライズへようこそ

宿泊室



障害をお持ちの方にやさしい バリアフリーの客室。

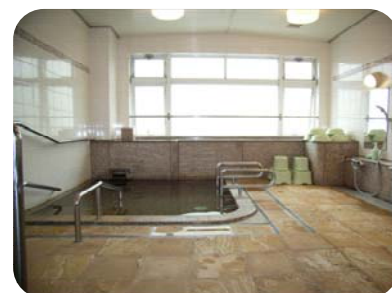
新宿区に位置し、都内観光やディズニーランドへも好アクセス。全国各地から養護学校修学旅行や出張等にもご利用いただいております。車椅子でもゆったりスペースです。素敵な旅の思い出の一つにいかがですか？



4名様まで宿泊可能な和室



洋室は全室バリアフリー設計となっております



手すりに沿ってご入浴いただけます

フロント

点字ブロックをたどって行くと正面玄関を入れてすぐ左にあります。ご来館心よりお待ちしております。



お食事

明るく、BGMがほのかに流れるレストラン。車椅子の方も気軽にご利用いただけ、刻み食等（要予約）のご用意も致しております。



体育館

バスケットコート一面分。車椅子バスケット、障害者ダンス等の障害者スポーツに加え、一般の方の利用でも賑わいます。



エレベーター

車椅子が最大4台まで乗降できる程のゆとりとしたスペース。二機設置しております。



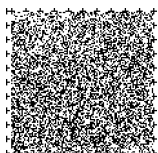
ご予約は、電話・FAX等で承っております。お気軽にお問い合わせください。

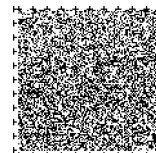
当センターでは、全国の障害者福祉に携わる方への研修会や、各種相談等も行っております。詳細については、ホームページをご覧ください。

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/>





AVシステム設置

大研修室A・Bは、パーティションを外すと大きなサンライズホールに。最大240名収容可能。(例:机横4列×縦20列 1台辺り椅子3脚) 演台へはスロープの設置も可能です。



大会議室(上)と中会議室(右)



サンライズホール (大研修室) 映像機器も備えた広々とした空間。

障害者団体全国会議、シンポジウム、研修会、各種イベント等にご利用いただいております。



2F 特別会議室



地下会議室A

研修会・会議等に、各種利用目的・人数に応じた大・中・小の会場をご利用いただけます。全フロア段差もなく、障害者団体の方はご予約等ご優遇させていただきます。全国集会等には、ご宿泊と併せてどうぞ。

戸山サンライズ (通巻第221号)

発行 平成17年6月10日 (隔月10日発行)
発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎
編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03 (3204) 3611 (代表)
FAX. 03 (3232) 3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

台風一過の快晴。すっかり夏の到来です。
日が落ちる頃になると、遠くでポンポン花火の音。綿飴を頬ばっていた夏休みを思い出します。辺りが暗くなると、夜空を横切る天の川。幼き少年が覗く望遠鏡の向こうには、たくさんの星と夢が詰まってました。その光り輝く空間も新しい家族に伝えていきたいです。
さて、本号では、当センターの館内をご案内させていただきました。皆様の夏の予定はお決まりですか？ 東京近辺にお越しの際は、是非足をお運びください。職員一同心よりお待ちしております！
23頁では『共生型地域生活支援フォーラム』の要項を掲載させていただきましたが、8・9月号は、共生型グループホームについてご紹介させていただく予定です。また次号でお会いしましょう。(西田)

◆休館日のお知らせ◆ 8月15日～17日は休館とさせていただきますのでご了承ください。

